

# 笛吹市国民健康保険通信

「国民健康保険加入者の皆さんへみんなの国保を守るために」

このコーナーでは、国民皆保険制度を根底で支えつづけている国民健康保険（以下「国保」）の制度や笛吹市の現状についてお知らせしていきます。「みんなの国保を守るため」に、一緒に考えていきましょう。

## 国民健康保険税に未納があると

平成23年度の国民健康保険証（以下「保険証」）発行の際、国民健康保険税（以下「保険税」）に未納がある方は、次のような扱いになる場合がありますのでご注意ください。保険証の有効期限が短くなります。

（「短期被保険者証」の発行）

特別な事情もなく1年以上未納が続くと、病院にかかった時、医療費がいったん全額負担になる場合（「資格者証」の発行）があります。

限度額認定証の発行ができません。どうしても納付が難しい時は、滞納したままにせず、納付方法について早めにご相談ください。

現在、保険税が期限内に納められていない世帯には、市の徴収員が自宅へ訪問する場合があります。

徴収員は身分証明書を必ず携帯しています。不審な場合は、国民健康保険課にお問い合わせください。

## 所得が無い場合も、所得申告をしてください

### Bさんのケース

一人世帯のBさん（50歳）が入院することになりました。手術を受け、治療費20万円（保険適用分）を病院に支払いました。3カ月後、国民健康保険課から高額療養費の申請通知が届き、自己負担限度額は上位所得者の15万円（月額）を超えた5万円が高額療養費として戻ることになりました。しかし、過去の保険税に未納があったため、5万円を未納分に充てるため手元には戻らないことになりました。

ところが、Bさんは前年失業中で所得が無かったため、申告をしていませんでした。

市役所で所得がなかった旨の申告をしたところ、自己負担限度額が住民税非課税世帯の3万5400円（月額）になり差額の16万4600円が高額療養費として戻

る計算になりました。その上保険税も所得がない申告をしたので軽減が掛り安くなりました。結局Bさんには過去の保険税の未納分を差し引いた高額療養費が支払われることになりました。

このように、所得が無い場合も申告をおこなうと、保険税が軽減されたり、医療費の自己負担限度額が低くなる場合があります。所得が無く、誰かの扶養にとられていない場合は、必ず所得申告をしましょう。

自己負担限度額や保険税の軽減は、年齢や世帯の総所得で判定するので、このケースと異なる場合があります。詳しくは国民健康保険課までお問い合わせください。

## 「国保税納付は口座振替で」

保険税の納め忘れや、納付の手間が省ける口座振替が大変便利です。口座振替の手続きは、市内の各金融機関もしくは市役所本庁窓口（一部金融機関のみ）で手続きができます。



- ・預金通帳
- ・持ち物

通帳の届出印  
金融機関に「口座振替依頼書」が備え付けてありますので、ぜひご利用ください。  
市役所本庁窓口で手続きを行う場合の持ち物

- ・保険証もしくは納付書
  - ・普通預金（総合口座）のキャッシュカード
  - 対象の金融機関
    - ・山梨中央銀行
    - ・甲府信用金庫
    - ・山梨信用金庫
    - ・ゆうちょ銀行
    - ・山梨県民信用組合
- 保険税は、皆さんが医療を受けるための大切な財源です。自分や家族のためにも、必ず期限内に納めましょう。

平成22年10月療養給付費は減額!!（国保会計からの支払分の状況）

平成22年10月の一人当たり療養給付費は1万7444円でした。平成21年10月と比較すると531円（2.9%）で、4カ月連続で減額となりました。引き続き医療費の節約を心がけていただき、安定した国保運営のためにご協力をお願いします。

問合せ先

国民健康保険課 国保総務担当  
055(262)4111